

令和8年度 京都府認知症介護指導者養成研修受講者募集要項

1 目的

京都府（以下「府」という。）の高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るための指導的役割を担う「京都府認知症介護指導者」（以下「認知症介護指導者」という。）を養成することを目的とする。

2 認知症介護指導者の役割

認知症介護指導者及びその所属する事業所の長及び法人代表者は、次に掲げる事項について了知し、協力するものとする。

- (1) 認知症介護指導者は、認知症介護関係研修の企画立案への参画及び講師として従事すること。
- (2) 認知症介護指導者は、その所属施設等において、認知症介護実践研修等の外部実習における実習生の受け入れを行うこと。
- (3) 認知症介護指導者は、介護保険事業所や地域包括支援センター等からの相談等に対するアドバイザー役となるほか、認知症支援関係機関間の連携づくりに協力すること。
- (4) 認知症介護指導者は、その他認知症介護に関する府の取組みに対し協力すること。
- (5) 認知症介護指導者の所属する事業所の長及び法人代表者は、前4号に掲げる認知症介護指導者の活動を支援すること。

3 研修実施主体

本要項に基づく研修とは、社会福祉法人仁至会（以下「研修実施法人」という。）が実施主体として行うものをいい、府は受講者を募集し、本要項に定める基準に基づき審査を行った上で、研修実施法人への推薦を行う。

4 研修対象者

研修対象者は、次の(1)から(7)の要件を満たし、認知症介護指導者養成研修対象者として府又は現に勤務している介護保険施設・事業所等の長が適当と認め推薦する者に対し、認知症介護研究・研修大府センター（以下「センター」という。）が実施する認知症介護指導者養成研修対象者選抜考査の結果、研修対象者としてセンター長が認めた者とする。

- (1) 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士もしくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者

- (2) 以下のいずれかに該当する者で、おおむね5年以上の介護実務経験を有する者
 (ア) 介護保険施設・事業所等で介護業務に従事している者（過去において介護保険施設・事業所等で介護業務に従事していた者も含む。）
 (イ) 福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者
 (ウ) 民間企業で認知症介護の教育に携わる者
- (3) 認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修を修了した者
- (4) 認知症介護実践者等養成事業の企画・立案に参画し、又は講師として従事することを推薦者が認めている者
- (5) 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者
- (6) 「2 認知症介護指導者の役割」を遵守できる者
- (7) 研修の全日程を受講できる者

5 受講定員

研修実施法人が定める人数

6 研修場所

認知症介護研究・研修大府センター（住所：愛知県大府市半月町3-294）

7 研修日程及び場所

	研修期間	センター(大府) 【前期】 土日含め2週間	職場実習 土日含め6週間	うち オンライン(※)	センター(大府) 【後期】 土日含め1週間
第1回	令和8年 6月8日 ～8月7日	6月8日 ～6月19日	6月22日 ～7月31日	・6月24日 ～6月25日 ・7月13日 ・7月27日 ～7月29日	8月3日 ～8月7日
第2回	令和8年 9月7日 ～11月6日	9月7日 ～9月18日	9月21日 ～10月30日	・9月24日 ～9月25日 ・10月12日 ・10月26日 ～10月28日	11月2日 ～11月6日
第3回	令和8年 12月7日 ～令和9年 2月12日	12月7日 ～12月18日	12月21日 ～2月5日	・12月23日 ～12月24日 ・1月18日 ・2月1日 ～2月3日	2月8日 ～2月12日

※ 職場実習はオンラインによる同時双方向の研修を含む。

8 受講手続

(1) 必要書類

- ① 受講申込書（センターの定める「別紙様式1」のとおり。）
- ② 推薦書（センターの定める「別紙様式2」のとおり。）
- ③ 認知症介護実践リーダー研修修了証書の写し
- ④ 実践事例報告に関する提出書類
（センターの定める「別紙様式3」のとおり。以下「レポート」という。）
※ 3,000字程度で作成すること。ただし、図表は1点400字とみなす。
その他、別紙様式3の注意書きに留意し、作成すること。
- ⑤ 誓約書（「別紙1」のとおり。）
- ⑥ 承諾書（「別紙2」のとおり。）

(2) 申込み方法

本研修を受講しようとする者は、(1)に列挙する必要書類の全てを下記の申込期日までに、京都府健康福祉部高齢者支援課あて持参又は郵送により提出すること。

【申込期日】

受講希望回	申込期日	備考
第1回	令和8年4月3日（金）必着	事業所推薦(受講者負担) ※公費負担なし
第2回 第3回	令和8年5月22日（金）必着	府推薦（公費負担）の場合
	令和8年6月12日（金）必着	事業所推薦(受講者負担)の場合

【提出先】

京都府 健康福祉部 高齢者支援課 地域包括ケア推進係
〒604-8418
京都市中京区西ノ京東梅尾町6 京都府医師会館703
TEL 075-822-3562
FAX 075-822-3574

※ 申込期日までに、上記提出先あて持参または郵送（必着）してください。

申込期日を過ぎて提出された場合は無効として取り扱います。

※ 第1回は受講者（所属法人及び事業所等）の負担による場合のみ受講可能です。公費負担の対象は第2回、第3回のみですのでご注意ください。

9 研修費用

研修に係る費用は次のとおりとする。うち(1)、(3)及び(5)のうち交通費について、府の長が適当と認め推薦する者（以下「府推薦者」という。）の受講においては公費負担とする。

- (1) 受講料 230,000円

- (2) 教材費・災害傷害保険料 8,000円
- (3) 宿泊費 1人1泊2,000円
(センターの宿泊施設を利用する場合の素泊まり料金)
※ 宿泊施設は全16室のため、利用できない場合があります。
- (4) 食費 昼食490円 夕食650円 (事前申込制)
- (5) その他 交通費など

※ 認知症介護研究・研修大府センターにおいて実施する認知症介護指導者養成研修に受講者を派遣する介護保険施設及び事業者等の経費負担を軽減するため、府推薦者については受講に係る費用の一部を京都府の予算の範囲内において負担する措置を行います。
ただし、公費負担を行うのは、年間1名を限度とします。詳細については、受講者推薦決定時にお知らせします。

10 個人情報の取り扱い

- (1) 受講申込書にある研修受講者に関する個人情報は、府が厳重に保管し、以下の目的のために使用する。
 - ① 認知症介護指導者養成研修に関する資料等の送付
 - ② 認知症介護指導や養成研修の授業準備
 - ③ 認知症介護指導者養成研修の教育評価
 - ④ 認知症介護研究・研修センター（仙台・東京・大阪）が実施する事業についての協力依頼
 - ⑤ 認知症介護研究・研修センター（仙台・東京・大阪）が実施する事業についての情報提供
 - ⑥ その他、研修受講者・修了者にとって有益だと府が判断した情報提供
- (2) 研修受講や修了までに至らなかった者についての受講申込書にある研修受講者に関する個人情報は、直ちに府で破棄します。
- (3) 上記(1)及び(2)に係るセンターでの取り扱いは、「府」を「センター」に読み替えて準用する。

11 府推薦者の決定方法

府は、受講希望者より提出されたレポートの審査及び面接によって、府推薦者を決定する。推薦順位は、京都府認知症介護指導者及び府職員により組織する、京都府認知症介護指導者養成研修受講者審査委員会により公正に決定する。受講希望者に対する面接の日時及び場所等の詳細は、申込受付終了後、受講申込者に通知する。

12 受講決定

研修実施法人が、「令和8年度 認知症介護研究・研修大府センター認知症介護指導者養成研修受講者募集要項」に基づき、選考の上決定する。